

道立中等教育学校の前期課程において令和2年度（2020年度）に使用する中学校用
教科用図書の採択に関する実施要綱

（令和元年（2019年）5月24日教育長決定）

1 目的

この要綱は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第3項の規定に基づき、道立中等教育学校の前期課程において令和2年度（2020年度）に使用する中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。以下同じ。以下「教科用図書」という。）の公正かつ適正な採択のための組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

2 教科用図書の採択

北海道教育委員会は、当該学校の校長からの選定報告に基づいて、種目ごとに1種の教科用図書の採択を行うものとする。

3 教科用図書の選定

- (1) 校長は、規約等を定め、校内に教科用図書を選定させるための委員会（以下「選定委員会」という。）を設置すること。
- (2) 選定委員会の委員は、教科用図書の専門的な調査研究の必要性や保護者の参画促進などの観点から、地域の実情に応じて次に掲げる者のうちから構成すること。なお、委嘱又は選任に当たっては、別記の欠格条項に該当しないものであることはもとより、発行者と縁故のある研究団体に所属している者を除くなど、採択の公正確保に疑義が生じることのないよう、慎重な配慮のもとに行うこと。
 - ア 当該学校の教頭
 - イ 北海道教育委員会の指導主事
 - ウ 域内の学識経験者
 - エ 域内の保護者
- (3) 選定委員会の委員の定数は7人以内とすること。
- (4) 校長は、選定委員会の円滑な運営に資するとともに、責任を明確にする観点から、選定委員会に委員長、副委員長及びその他必要な役員を置くこと。
- (5) 校長は、選定委員会に当該学校の教諭等をもって構成する教科用図書に関する専門的な調査研究を行う委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、教科用図書に関する専門的な調査研究を行わせるとともに、その結果を選定委員会へ報告させることができるものであること。
- (6) 校長は、選定委員会に、教科用図書に関する専門的な調査研究に基づく当該教科用図書を選定させ、報告させること。
- (7) 校長は、選定委員会の協議内容を基に、別記様式1及び別記様式2により、北海道教育委員会に選定報告を行うこと。

4 調査研究等

- (1) 調査研究に当たっては、発行者から送付される全ての教科書見本について、学習指導要領の目標や内容、学校の教育目標や後期課程との系統性、地域の実態などを踏まえ、発行者が作成する「教科書編修趣意書」及び北海道教育委員会が作成する採択参考資料を参考として行うこと。
- (2) 校長が選定委員会に教科用図書の選定結果を報告させる場合には、選定理由及び協議内容等を文書にして行わせること。
- (3) 校長は、選定委員会における協議経過等を明確にしておくため、議事録等を作成し、整備させること。
- (4) 選定委員会が調査委員会に調査研究の結果を報告させる場合においては、調査研究の経過及び内容、具体的な資料等を文書にして行わせること。
- (5) 選定委員会が調査委員会に必要な意見を求める場合においては、教科用図書の優劣の順位を求めてはならないこと。
- (6) 令和2年度（2020年度）に使用する中学校用教科用図書については、新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことから、選定に当たっては、校長の判断と責任により、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも可能であること。
- (7) 選定委員会の委員名及び議事録等並びに調査委員会の委員名の公表は、採択の公正確保の観点から、採択終了後とすること。
- (8) この要綱に定めるもののほか、教科用図書の採択に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。